平成25年度における幼児2人同乗用自転車購入費補助事業に係る補助金の不正支出に対する監査の経緯及び解説

　この事件における最も重要で、かつ、再度振り返らなければならないことは、補助金の本来の目的です。何のために市民の税金を使うのかという原点を考えることです。

蓋し、この補助金の本来の目的は、市民の安全・安心に寄与するためのものであるということであります。

　しかし、一方で、岩倉市の自転車販売事業者の収益の確保という裏の理由もあり、今回の事件は、その裏側の理由が全面に出てしまい、自転車安全整備店の資格が失われていたこと、即ち市が定めたルール（要綱）から逸脱していることを市も事業者も分かっていながら、結託して補助金を支給し続けたということにあります。そして、その中心人物が現副市長と現総務部長というところが問題を深刻にしているのです。

　平成 29 年９月 20 日から平成 29 年 10 月 20 日まで実施した当事業に関する行政監査では、指定店としての要件を欠いていた時期に販売した自転車８台・８件の補助金269,500円（巻末に資料として添付）について、交付した補助金の全部又は一部の返還を検討する提案をしました。この全部又は一部の意味は、事業者が指定店の要件を欠いた事実が発生した際、事業者は市に相談しており、その後の一連の流れ（新たな代表者が資格を得るまで黙認し、自転車販売を続けるということ）を指南したのが市であったため、責任割合を考慮して対応すべきだという意味でした。

　その後、市は、平成29年12月18日に、次のような措置をしたという通知を監査委員にしています。

「指定店としての登録に不備がある事業者に対する補助金の支出であると指摘を受けた８件分 269,500 円の補助金のうち、岩倉市幼児２人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第８条の規定の趣旨を準用し、同要綱第３条第３号に規定する補助要件を欠く自転車を販売した事実が認められる２件分 70,000 円について、当該事業者に対して交付した補助金の返還の通知 を行った。」

当該２件についてはＴＳマークの貼付がなく（注[[1]](#footnote-1)）、補助金交付要綱第３条第３号に規定する補助対象となる自転車の要件を満たさないためということでありました。

　まず、この点が重要です。

　なぜなら、この後に請求された住民監査請求に対する市の回答と矛盾してくるからです。このことは、後で詳述します。

また、資格がない期間の処理について、現在の担当職員は次のように述べています。

「販売店である当該事業者は自転車安全整備士が不在の販売店ではＴＳマークを扱えないことを承知していたため、自転車安全整備士が不在の期間はＴＳマークを他店の自転車安全整備士に発行してもらい自転車を販売していた。８件のうち２件についてＴＳマークを貼付していないということは、当該事業者への聞き取りにより判明した。その他の６件のうち４件は他店の自転車安全整備士によるもので、残りの２件は当該事業者が自転車安全整備士資格を取得した後に貼付したものである。資格取得後に貼付した２件のＴＳマークのシールは、登録抹消前から持っていたものに取得した自転車安全整備士番号を書き入れたものかもしれないが、当時は現物の確認をしていなかったので詳細は不明である。ただ、自転車安全整備士の資格は取得しているが自転車販売時には指定店登録がまだなされていないので、補助金交付の要件は満たしていない。他店の自転車安全整備士が整備をした４件については名義貸しでなく、実際に当該事業者の店舗に出張し整備をしてもらってＴＳマークを発行したことを当該事業者に 確認している。他店に依頼したということは自転車安全整備士資格がなくＴＳマークの発行ができないことを当該事業者が認識していたということである。実際に整備した他店の自転車安全整備士に発行時の詳細な状況の確認まではしていない。」

　このように、補助金交付の要件を満たしていないことは、認めているのです。そして、なぜ他の6件を放置したかについては、次のように述べています。

「返還請求をしなかった６件について、関係職員が弁償すべきかということについては、市の顧問弁護士に相談している。職員に過失はあるが、国家賠償法に規定する「故意又は重大な過失」には当たらないだろうとの回答を得ている。当該事業者が担当部局に相談に来ていたことを考慮すれば職員の責任は販売店よりむしろ大きいため、８件分すべてを当該事業者に負担させるのは難しいとの見解などにより総合的に判断して、補助金交付要綱第３条第３号の要件を満たしていない２件についての返還を求めることとした。なお、不適切な事務処理に対する責任として、関係職員の懲戒処分はしたところである。」

　行政監査の2件はTSマークが貼付されていない事実を確認したとして返還を求め、平成29年12月6日に財務会計上の行為を行ったたわけです。

　そして、この財務会計上の行為について、住民監査請求がされたのです。

　住民監査請求の要旨は、市の財務会計上の行為として行った2件の請求及び歳入は間違っており、全体の8件分を請求すべきだという内容です。

この住民監査請求に対し、監査委員は、会議を何度も持ち、請求の受理の適法性を含め検討しました。結果、請求を受理し、補助金の支給要件を満たしていないことを市自らも認めている8件全部を請求すべきだという結論を下しました。

しかし、市は、平成30年4月26日付け「住民監査請求に対する措置について（通知）」において、行政監査時に行った判断は変えないこととし、更に監査委員がこの住民監査請求を受理したこと自体を法的に疑義が生ずると批判してきました（次頁）。

１　主文

　これまでの処分決定の判断に変更はなく、事業者及び関係職員に返還を求めることはしない。

２　理由

　岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第3条で、対象となる自転車を規定している。問題とされる第3条第4号の市に販売店としての登録をした事業者を指定店としているが、その指定は、岩倉市の行政処分である。第9条に規定する、指定店の登録要件を欠くに至ったが、行政処分である指定の公定力に鑑みると、その取消しがされていなかった期間に販売したものについては、返還を求めることはできないと解する。

　ただし、自転車安全点検整備済証（TSマーク）が添付のされていない2件については、指定店の効力とは関係なく、不正と判断したものである。

３　その他

　本件は、監査結果にあるように、地方自治法第242条に基づく住民監査請求であるところ、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」とされている（地方自治法第242条第2項）。

　一方、本件監査請求で問題とされている6台分199,500円の公金の支出行為は、岩倉市が返還請求を決定した他の2台分の公金支出と同様、平成25年6月10日から同年12月19日までの間に行われており、請求者はこの行為を当時から知っている。

　そして、最高裁第二小法廷昭和62年2月20日判決（最高裁昭和57年（行ツ）第164号）は、「財務会計上の行為が違法無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実に係る住民監査請求については、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法第242条第2項の規定を適用すべきである。」旨判示している。

　この点、監査結果が岩倉市が2件の返還請求を決定した平成29年12月6日をもって本件住民監査請求の請求可能期間の起算点にしているのか、怠る事実に係る住民監査請求については地方自治法第242条第2項の適用がないとしているのか不明であるが、いずれにしても本件監査請求を適法としていることには法的に疑義が存する。

まず、文章が理解できない部分があります。２の理由中の「問題とされる」という言葉がどこに掛かるものかがわかりません。

次に、（２）２の理由中の「行政処分である指定の公定力に鑑みると、その取消しがされていなかった」という部分が問題です。確かに、指定という行為は行政処分です。そして、一般的に行政処分は、公定力を持ちます。しかし、「取消し」という行政処分をしなかったのは市の責任であるにもかかわらず、そのことには触れず、いかにも第三者的に書かれた文章になっています。ここは、弁護士の文書だと疑ってしまうところです。そして、2頁で「後で詳述」と書いた矛盾についてですが、最初の行政監査時にこの「公定力」の概念を使わなかったのかという点です。行政監査が終了した時点では2件のTSマークの不添付は監査委員が知り得なかった、公になっていなかった事実です。もし、公定力が働くなら、その時点で「全件について返還を求めることはできないと解する」となるはずです。

さらに言えば、「TSマークの不添付」は形式的なものであって、重要なことは最初に立ち返るように「市民の安全・安心」のはずです。本当にこの2台については、他の自転車のように他店の自転車安全整備士に点検してもらわなかったのでしょうか。逆に、他店の自転車安全整備士に点検してもらったとされる自転車は、本当に名義貸しではなかったのでしょうか。この点について、住民監査請求の請求人は独自の当該他店への聞き取り調査で名義貸しだという証言を得たと供述しておりますが、職員が事業者に行ったヒアリングと食い違い真偽は確かではありません。

　そして、岩倉市の監査委員という組織に不信任を突きつけた「その他」に書かれている文章についてです。

　住民監査請求の請求期間は、違法・不当な財務会計行為があった日から基本的に1年以内ですが、「怠る事実」に係るものはその定めがありません。ただし、この「怠る事実」は、「真正怠る事実」と「不真正怠る事実」に分かれ、「不真正怠る事実」については、例外として1年という規定を適用するべきだという判例が出されています。要は、返還対象となる財務会計上の行為は平成25年当時のものなので、公金の返還請求権を怠る行為であることを理由とした住民監査請求は請求期限を過ぎているので適法ではないという解釈です。

確かに、行政監査を経て市が平成29年12月6日に返還請求をしたその一連の行為がなく、いきなり市民から5年前の財務会計上の行為に対し監査請求が出された場合は、この判例に基づくならばその請求は受理されないという解釈も成立すると考えます。このことは、当然、監査委員会議で検討しておりますが、今回の住民監査請求は平成29年12月6日に返還請求を決定し執行した財務会計行為に対するものです。したがって、適法な請求であると判断したものであり、そうでなければ受理しておりません。

　また、懲戒処分をしたとありますが、行政的責任という懲戒処分と公金の不正支出を戻すということは別問題です。事件の責任と処罰の関係は、刑事的責任に対する刑事罰、民事的責任に対する賠償、そして行政的責任から発生する行政罰というそれぞれ別枠で処理されていきます。懲戒処分が行われているから他の責任が免れるというものではないのです。

　市が相談した顧問弁護士は、「職員に過失はあるが、国家賠償法に規定する「故意又は重大な過失」には当たらないだろう」と回答しているとのことですが、明らかに故意です。

今回の事件は、事業者からすれば、市の言うとおりに動いたのに全額を返還することには抵抗がありますし、市が述べているように「当該事業者が担当部局に相談に来ていたことを考慮すれば職員の責任は販売店よりむしろ大きいため、８件分すべてを当該事業者に負担させるのは難しい」との見解は理解できます。

しかし、だからと言って、この補助金の返還という金銭債権を放置することは、あってはならないことだと考えます。考えてみてください。今回は、額が小さいですが、例えば、業者と市の担当者が結託し、1億円の不正支給をしていたならばどうでしょうか。市長は、職員を懲戒処分しさえすれば、血税である1億円はそのままで放棄して良いのでしょうか。そんなことはないはずです。

**資料：当該事業者の「指定店」登録の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **日付** | **（公財）日本交通管理技術協会の 登録状況等** | **市の「指定店」 登録状況等** | **自転車の販売状況等** |
| 平成 22 年４月１日 |  | 事業開始時に指定店登録 |  |
| 平成 25 年５月 12 日 | 代表者の交代により自転車安全整備士が不在となり「自転車安全整備店」としての登録抹消  | （指定店要件の消滅）※市のホームページ上は削除せず登録店として掲載した状態が保持されていた。 | 1台販売（35,000円の補助金を6月10日に市に請求） |
| 平成25年5月23日 |  |  | 1台販売（35,000円の補助金を6月10日に市に請求） |
| 平成 25 年６月５日 |  | 代表者の交代により「振込先」欄を変更するために登録申請書を提出※「自転車安全整備士番号」欄の記載なし。（資格取得（10月1日）後に申請者ではない者により加筆された。）※「振込先」欄に申請者と異なる印影による訂正あり。 |  |
| 平成 25 年６月 10 日 |  | 「債権者登録申請書（変更）を提出※ 錯誤により「26 年」と表記 ※ 金融機関情報の変更 |  |
| 平成25年6月13日 |  |  | 1台販売（32,900円の補助金を6月25日に市に請求） |
| 平成25年6月24日 |  |  | 1台販売（35,000円の補助金を6月25日に市に請求） |
| 平成 25 年６月 25 日 |  | 「債権者登録申請書（変更）を提出※ 金融機関情報の変更 |  |
| 平成25年8月4日 |  |  | 1台販売（35,000円の補助金を8月11日に市に請求） |
| 平成25年8月15日 |  |  | 1台販売（35,000円の補助金を9月27日に市に請求） |
| 平成 25 年 10 月１日 | 新たな代表者が自転車安全整備士資格を取得 |  |  |
| 平成25年10月27日 |  |  | 1台販売（34,200円の補助金を12月19日に市に請求） |
| 平成25年11月3日 |  |  | 1台販売（27,400円の補助金を12月19日に市に請求） |
| 平成 25 年 12 月 11 日 | 自転車安全整備士資格を取得した代表者が「自転車安全整備店」として登録 |  |  |
| 平成 25 年 12 月 18 日 |  | 新たに「幼児２人同乗用自転車販売店登録申請書」を提出し、指定店として登録 |  |
|  |  |  | 計8台　269,500円 |

平成30年5月15日

　　　　岩倉市議会議員　堀　巌

1. 行政監査の中でこの事実は説明されなかったため、報告書では「販売した自転車自体の安全性は正規の自転車整備士の整備により保証されているが」と記述 [↑](#footnote-ref-1)